

教育委員会会議録

平成31年4月22日（月） 午後1時30分 開会

午後2時30分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員

3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長
川村雄司生涯学習監、山田知子総合教育センター所長、稲垣直樹総務課長
稲垣宏恭教育企画課長、宮川俊行財務施設課長、中田勝徳教職員課長
稲葉均福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長
伊藤克仁義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、木村誠保健体育課長
高橋亮太文化財保護室長、伊藤尚巳総務課主幹、坂川智総務課主幹
土方宗広教職員課主幹、加納澄江高等学校教育課主幹、伊藤孝明義務教育課主幹
畑中丈彦特別支援教育課主幹、太田佳永子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（1）公立学校教職員の懲戒処分について及び報告事項（2）公立学校長の人事については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1）公立学校教職員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2）公立学校長の人事について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3）平成31年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について

小島高等学校教育課長が、平成31年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

2校志願者が志願者実数の80%を切っているという報告があった。2校入試となって30年ほど経っているが、その間の推移はどのようになっているか。また、現在のこの数字や公立離れが進むことに危惧はないか。

(小島高等学校教育課長)

複合選抜が始まった平成元年度から平成9年度までは80%を超えていたが、平成10年度以降80%を割り込み、平成18年度には76.7%まで下がった。平成19年度に併願しやすいよう群・グループの見直しを行った結果80.6%と回復し、その後も80%台を保っていたが、新しい入試制度が始まった平成29年度からは79%台となっている。80%を割り込んでいる原因については今後分析していきたい。

(廣委員)

新しい入試制度となり、3年目となった。入試の時期や推薦選抜・外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜など準備に時間がかかるものに関して、現場の状況を見て、受験生・中学校・高等学校全てにとってより良い方法をとっていただきたい。

(小島高等学校教育課長)

有識者や中学校関係者も構成員となっている入学者選抜制度の改善に関する検討会議の中で、愛知県は入試日程が長く、時期も遅いという意見をいただいた。通信制の後期選抜の合格発表は年度内におさまらない状況にあった。大きな制度変更から3年が経過し、メリットや課題が出てきている。それらを踏まえてより良い制度となるよう今後考えていきたい。

(伊藤委員)

外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜の定員は若干名となっているが、学校の実態やクラス編成等を考慮し学校ごとに計画を立てているということか。

(小島高等学校教育課長)

志願者に対し、ルビ付基礎学力検査や個人面接等から総合的に可否を判断している。若干名となっているが、個々の志願者を見て総合的に判断して合格を決定している。

- (4) 平成31年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について

鈴木特別支援教育課長が、平成31年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第1号 教員時間外上限「月45時間」等を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(佐々委員)

教員の多忙化解消プランの目標の達成状況はどうなっているのか。

また、今年度はどのような取組を行うこととしているのか。

(稲垣教育企画課長)

教員の多忙化解消プランにおいては、平成30年度までに達成すべき目標として、勤務時間外の在校時間が月80時間を超過している教員の割合を小学校5%以下、中学校20%以下、高等学校5%以下、特別支援学校0%を目指し、さらに今年度達成すべき目標として全学校種で0%としている。

これに対し、平成30年度の在校時間調査結果は、小学校10.7%、中学校30.5%、高等学校11.7%、特別支援学校0.5%であり、全学校種とも目標未達成となっている。このうち小学校は、2020年度から全面実施される新学習指導要領の先行実施が始まったこともあり、前年度より増加した。英語やプログラミング教育等新しい内容が増えることが影響していると考えられる。

次に、今年度の取組については、県立学校における出退勤時刻記録の電子化の試行を引き続き実施するとともに、中学校において、教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフを5市町に配置するほか、中学校・高等学校において部活動指導員の配置の補助も行っている。教員定数についても小学校英語専科教員の増員を図るなどの措置をしている。

また、平成31年3月に業務改善の手引を配付した。各学校で活用いただき、職員全員が業務改善を行うという認識のもと多忙化の解消を進めていくよう促していきたい。さらには、5、6月に開催される小中学校及び県立学校のPTA総会で保護者向けのリーフレットを配付し、学校の取組状況を保護者に知っていただき、協力をお願いしていく。

現状では目標と実態に乖離はあるが、まずは労働安全衛生管理上最低限の目標である月80時間超過職員の割合を0%とするよう、市町村教育委員会等と知恵を出し合いながらしっかりと取り組んでいく。

(佐々委員)

現段階での手応えはどうか。

(稲垣教育企画課長)

地域によって若干状況は違うが、小中学校では高い意識を持って取り組んでいる。自分事として捉え、意識改革に加えて外部スタッフを取り入れるなど、次の段階であるガイドラインで示されている月45時間を見据えて取り組んでいる。高等学校では生徒募集など小中学校とは違う課題があるが、業務改善に取り組んでいる。学校等と相談しながら地道に進めていきたい。

(大須賀委員)

労働の質と量の両方を含めて管理職に対してどのような研修を行っているか。

(中田教職員課長)

小中学校の校長に対しては、4月当初の各地区校長会に直接出向き、職員の在校時間の把握に努めることや休憩時間の確保について等、教職員の勤務時間の適正な管理について指導している。また、各学校や地区での多忙化解消に向けた取組を、教育事務所を通じて各学校に紹介している。

県立学校においては、校長向けの管理職員パワーアップ講座において、働き方改革や職員のストレスチェックについての講義を実施している。また、教頭向けの管理職員パワーアップ講座においては、多忙化解消について、部主事向けの管理職員パワーアップ講座においては、ワークライフバランスという観点から、より質の高い教育をするための教員の働き方改革についての講義を実施している。

(大須賀委員)

単純に時間を減らせばよいというものではない。労働の質も考慮した研修を行っていただきたい。

(廣委員)

労働安全衛生管理について盛んに言われているが、市町村立学校についてはどのような取扱となっているか。

(稲葉福利課長)

市町村立小中学校及び義務教育学校における労働安全衛生管理体制の整備は、長時間労働による面接指導を含め、設置者である各市町村の責務であるため、各市町村において労働安全衛生法等に基づき整備するものと考えている。

県教育委員会では、文部科学省からの労働安全衛生に係る通知等、最近では、平成31年3月29日付けの通知「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について」を市町村教育委員会へ周知するよう努めている。

また、参考として「県立学校における長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱」などの県教育委員会の取組を市町村教育委員会へ送付したり、市町村教育委員会教育長研修会や各種会議の機会を捉えて法令に基づく体制づくりを依頼したりするなど、労働安全衛生管理体制の整備の推進を図っている。

(広沢委員)

請願の内容の大筋について納得できる部分もある。事務局の方ですすでに対応は十分できていると判断したが、働き方改革は大切なことであり、教員が疲れ切り、病気になってしまうことは子どもたちにとって大きなマイナスとなる。今後もこの課題についてしっかりと取り組んでもらいたい。

7 議案

長谷川教育長が各委員に諮り、第 14 号議案 平成 3 2 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）については、審議会に諮る前の意思決定過程の情報であるため、非公開において審議することとした。

第 13 号議案 平成 3 2 年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）教科用図書採択の基本方針について

小島高等学校教育課長が、平成 3 2 年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）教科用図書採択の基本方針について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

方針の 2 つめに「生徒の特性等に最も適した教科用図書であること。」とあるが、特性等に最も適したものはどのようなものか。レベル等の問題か。

(小島高等学校教育課長)

学校が教育目標を達成するため、生徒にとってわかりやすい授業を展開し、学ぶ力を身に付けさせることが極めて大切であると考え。そのためには生徒の実態に即した教科用図書を選定することが必要であり、同一科目で様々な種類の教科用図書があるため、学校の実態に即したものを使用して、授業を行うことが必要である。

(小林学習教育部長)

高等学校では普通科と職業科とでは共通の科目であってもそれぞれに適したものの、特別支援学校では障害の種類等に応じたものがある。学校や生徒の実態に即した教科用図書を選定すべきと考える。

(伊藤委員)

特性という言葉からは、個を表す言葉に聞こえた。属性の違いに配慮するという意味合いに近いようであるが、どうか。

(小林学習教育部長)

県立学校の教科用図書は学校単位で採択しており、個人ごとの採択を想定していない。誤解のないよう、今後検討していく。

(大須賀委員)

保護者の負担軽減という観点から、タブレット端末利用等も考えられるのではないか。教科用図書の改訂や児童生徒の荷物の問題も解消できるように思える。今すぐ対応をとるわけではないが、保護者の経済的負担が減るとよいと思う。

(小島高等学校教育課長)

将来を見据え、課題等を検討していきたい。

第 14 号議案 平成 3 2 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準 (案) について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

な し

9 その他

な し

10 特記事項

- (1) 審議に先立ち、新任事務局職員の自己紹介を行った。
- (2) 年度始めにあたり、長谷川教育長からあいさつがあった。
- (3) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として大須賀委員を指名した。
- (4) 宮崎邦彦氏から、教員時間外上限「月 4 5 時間」等を求める請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5 分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (5) 傍聴人 1 名 記者 1 名